

規則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成14年12月26日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第55号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和29年長野県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

食品環境水道課

化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成14年12月26日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第56号

化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

化製場等に関する法律施行細則（昭和59年長野県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条」を「第4条」に改める。

第4条を削り、第5条中「別表第2の1の(6)」を「別表第3の1の(6)」に、「別表第3」を「別表第2」に改め、同条を第4条とする。

別表第2を削り、別表第3中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同表を別表第2とする。

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

食品環境水道課

県営水道条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成14年12月26日

長野県公営企業管理者 古 林 弘 充

○長野県公営企業管理規程第10号

県営水道条例施行規程の一部を改正する管理規程

県営水道条例施行規程（昭和38年長野県公営企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等の基準）

第8条 条例第18条の3第2項に規定する管理者が定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水槽の清掃を1年に1回、定期に行うこと。
- (2) 有害物、汚染等によつて水が汚染されるのを防止するために、水槽の点検等必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

2 前項の基準は、知事が簡易専用水道以外の貯水槽水道について定めた管理基準に従つて定めたものである。

附 則

この管理規程は、平成15年4月1日から施行する。

水 道 課

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成14年12月26日

長野県公営企業管理者 古 林 弘 充

○長野県公営企業管理規程第9号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

第1条 企業職員の給与に関する規程（昭和43年長野県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の55」を「100分の50」に改める。

第2条 企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第6条中「3月15日に支給する場合には100分の50、」を削り、「100分の145」を「100分の155」に、「100分の155」を「100分の170」に、「100分の125」を「100分の135」に、「100分の135」を「100分の150」に改める。

附 則

この管理規程中、第1条の規定は平成15年1月1日から、第2条の規定は平成15年4月1日から施行する。

企業局 総務課

職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布します。

平成14年12月26日

長野県人事委員会委員長 湯本 清

○長野県人事委員会規則第17号

職員の給料の切替え等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年長野県条例第50号。以下「一般職員改正条例」という。）附則、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年長野県条例第51号。以下「学校職員改正条例」という。）附則及び長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年長野県条例第52号。以下「警察職員改正条例」という。）附則の規定に基づき、給料の切替え等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え等)

第2条 一般職員改正条例附則第2項に規定する職員（同項第1号に掲げる給料月額を受けていたものに限る。）、学校職員改正条例附則第2項に規定する職員及び警察職員改正条例附則第2項に規定する職員の平成15年1月1日（以下「施行日」という。）における給料月額（学校職員改正条例による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号。次項及び第5条において「改正後の学校職員条例」という。）別表第2の備考又は別表第3の備考の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の施行日における給料月額。以下「新給料月額」という。）は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位の号俸との差額 \times

その者の施行日の前日における給料月額（以下「旧給料月額」という。） $-$ 施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額 \div

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位の号俸との差額 $+$

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

2 前項の規定により新給料月額を決定された職員に対する施行日以後における最初の一般職員改正条例第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号。第5条において「改正後の一般職員条例」という。）第8条第3項ただし書、改正後の学校職員条例第11条第3項ただし書又は警察職員改正条例による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号。

第5条において「改正後の警察職員条例」という。)第8条第3項ただし書の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間をその者の新給料月額を受け取る期間に通算する。

3 前項に規定する旧給料月額を受けていた期間は、次の各号に掲げる職員にあっては、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 施行日前において、一般職員改正条例第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(以下この項において「改正前の一般職員条例」という。)第8条の2、学校職員改正条例による改正前の長野県学校職員の給与に関する条例(以下この項において「改正前の学校職員条例」という。)第11条の2若しくは警察職員改正条例による改正前の長野県警察職員の給与に関する条例(以下この項において「改正前の警察職員条例」という。)第8条の2又は職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成14年長野県人事委員会規則第19号。第5条において「改正規則」という。)による改正前の職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号。以下この項及び第5条において「改正前の給与規則」という。)第12条、第15条から第17条まで、第21条から第24条まで、第29条、第32条若しくは第33条の規定により、旧給料月額に係る改正前の一般職員条例第8条第3項ただし書、改正前の学校職員条例第11条第3項ただし書又は改正前の警察職員条例第8条第3項ただし書の規定による昇給期間(以下この項において「旧給料月額に係る昇給期間」という。)を短縮された職員 切替えないものとした場合におけるその者の施行日以後の最初の昇給の予定の日から旧給料月額に係る昇給期間に相当する期間をさかのぼった日(以下この項において「旧給料月額を受けたとみなす日」という。)から施行日の前日までの期間に相当する期間

(2) 施行日前において、改正前の給与規則第27条又は第28条の規定により昇給(以下この項において「特別昇給」という。)した職員のうち、改正前の給与規則第30条の規定によりその者の特別昇給後の最初の昇給の時期が施行日以後である職員 旧給料月額を受けたとみなす日から施行日の前日までの期間に相当する期間(旧給料月額を受けたとみなす日が施行日以後となる場合は、零)

(3) 切替えないものとした場合における施行日以後の最初の昇給について、施行日の前日までの間において良好な成績で勤務しなかったことにより、旧給料月額に係る昇給期間を延伸されることとなる職員 切替えないものとし、かつ、施行日以後良好な成績で勤務したものとした場合の旧給料月額を受けたとみなす日から施行日の前日までの期間に相当する期間

第3条 一般職員改正条例附則第2項に規定する職員(同項第2号に掲げる給料月額を受けていたものに限る。)の新給料月額は、その者の旧給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

旧給料月額	新給料月額
円	円
1,079,000	1,056,000
1,215,000	1,189,000
1,351,000	1,322,000
1,375,000	1,345,000

第4条 一般職員改正条例附則第2項に規定する職員（同項第3号に掲げる給料月額を受けていたものに限る。）の新給料月額は、その者の旧給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

旧給料月額	新給料月額
円	円
1,011,000	989,000
1,123,000	1,098,000
1,235,000	1,207,000
1,347,000	1,316,000
1,375,000	1,345,000

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

第5条 一般職員改正条例附則第3項、学校職員改正条例附則第3項及び警察職員改正条例附則第3項の規定により人事委員会が定める職員は、施行日前（平成8年4月1日から施行日の前日までの間）に限る。次項において同じ。）において改正前の給与規則第16条、第17条又は第24条の規定の適用を受けた職員で当該適用の日の号俸又は給料月額を決定する計算の過程において職務の級を異にする異動をしたこととする。

2 一般職員改正条例附則第3項、学校職員改正条例附則第3項及び警察職員改正条例附則第3項の規定により人事委員会が定める必要な調整は、施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間が、施行日前における職務の級を異にする異動がなく、施行日に職務の級を異にする異動をしたものとして改正後の一般職員条例、改正後の学校職員条例又は改正後の警察職員条例及び改正規則による改正後の職員の給与に関する規則の規定を適用した場合に得られる号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間（施行日前に行われた昇格について職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成4年長野県人事委員会規則第3号）附則第6項の規定の適用を受けた職員にあっては、施行日に同項の規定の適用があるものとした場合における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間。以下この項及び次条において「調整後の号俸等」という。）に達しない場合について行うものとし、施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、調整後の号俸等とする。

(施行日以後の最初の昇給に係る勤務成績の実証)

第6条 第2条又は前条の規定により新給料月額又は調整後の号俸等を決定された職員の施行日以後の最初の昇給に係る勤務成績の実証は、施行日の前日における号俸又は給料月額を受けた日以後の期間について行うものとする。

(補則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

人事委員会事務局

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成14年12月26日

長野県人事委員会委員長 湯 本 清

○長野県人事委員会規則第18号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第20条の3第1項」を「第20条の5第1項」に改める。

第5条第4項中「3箇月以内(基準日が12月1日である場合は6箇月以内)」を「6箇月以内」に改める。

第10条第2項第3号中「の承認」を「(第5号において「部分休業」という。)の承認」に改め、同項第5号中「期間」を「期間(部分休業の承認を受けた期間及び職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号。次号において「勤務時間条例」という。)第13条の規定による介護休暇(第7号において「介護休暇」という。)の承認を受けた期間を除く。)」に改め、同項第6号中「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号。次号において「勤務時間条例」という。)」を「勤務時間条例」に改め、同項第7号中「勤務時間条例第13条の規定による」を削り、同条第3項後段を削る。

第11条第1号中「6月に支給する場合には100分の120」を「100分の140」に、「以下この条」を「次号」に、「100分の160」、12月に支給する場合には100分の110（特定幹部職員にあつては、100分の150）を「100分の180」に改め、同条第2号中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

附則に次の6項を加える。

(平成15年3月に支給する期末手当の額の特例)

3 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年長野県条例第50号。以下「改正条例」という。）附則第5項第1号の人事委員会が定める期間は、平成14年4月1日から同号に規定する基準日（以下この項及び附則第7項において「基準日」という。）までの間において、職員が人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間とする。

(1) 給与条例の適用を受けない本県の職員（常勤の公務員及び再任用短時間勤務公務員に限る。）

(2) 国又は他の地方公共団体の常勤の公務員

(3) 公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年長野県人事委員会規則第1号）別表第3に掲げる特定法人の職員

4 改正条例附則第5項第2号の人事委員会が定める給料月額、職員の給料の切替え等に関する規則（平成14年長野県人事委員会規則第17号）第2条第1項、第3条又は第4条の規定を準用して得られる給料月額とする。この場合において、同規則第2条第1項中「附則第2項に規定する職員（同項第1号に掲げる給料月額を受けていたものに限る。）、学校職員改正条例附則第2項に規定する職員及び警察職員改正条例附則第2項に規定する職員の平成15年1月1日（以下「施行日」という。）」とあるのは「附則第5項第1号に規定する継続在職期間（次条及び第4条において「継続在職期間」という。）のうち一般職員改正条例附則第2項第1号に掲げる給料月額を受けていた期間（以下この条において「特定期間」という。）がある職員の特定期間」と、「給料月額（学校職員改正条例による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号。次項及び第5条において「改正後の学校職員条例」という。）別表第2の備考又は別表第3の備考の規定の適用を受ける職員にあつては、これらの規定の適用がないものとした場合の施行日における給料月額。以下「新給料月額」という。）」とあるのは「一般職員改正条例附則第5項第2号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料月額（次条及び第4条において「基礎給料月額」という。）」と、同項の式中「施行日に」とあるのは「一般職員改正条例第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の規定による特定期間に」と、「施行日の前日」とあるのは「特定期間」と、同規則第3条

中「一般職員改正条例附則第2項に規定する職員(同項第2号に掲げる給料月額を受けていたものに限る。)の新給料月額」とあるのは「継続在職期間において一般職員改正条例附則第2項第2号に掲げる給料月額を受けていた職員の基礎給料月額」と、同規則第4条中「一般職員改正条例附則第2項に規定する職員(同項第3号に掲げる給料月額を受けていたものに限る。)の新給料月額」とあるのは「継続在職期間において一般職員改正条例附則第2項第3号に掲げる給料月額を受けていた職員の基礎給料月額」と読み替えるものとする。

5 改正条例附則第5項第1号に規定する継続在職期間(次項において「継続在職期間」という。)において改正条例第1条の規定による改正前の給与条例別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた期間(改正条例附則第2項第1号に掲げる給料月額を受けていた期間を除く。)がある職員の当該期間における改正条例附則第5項第2号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料月額は、当該期間において職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸の同条の規定による改正後の給与条例の規定による給料月額とする。

6 継続在職期間において給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則(平成14年長野県人事委員会規則第20号)第2条の規定による改正前の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成7年長野県人事委員会規則第9号)附則第2項又は第3項の規定の適用を受けていた期間がある職員の当該期間における改正条例附則第5項第2号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料の調整額は、同規則附則第2項又は第3項の規定により算定した額から給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則第1条の規定による改正前の給料の調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第3号)第2条第2項の規定により算定した額を減じた額に、給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則第1条の規定による改正後の給料の調整額に関する規則第2条第2項の規定により算定した額を加えた額とする。

7 平成14年4月1日から基準日までの間において次の各号に掲げる者(以下この項において「給与条例の適用を受けない本県の職員等」という。)であった者が人事交流等により引き続いて新たに職員となった場合又は職務に復帰した場合においては、改正条例附則第5項各号に掲げる額に、それぞれ職員が給与条例の適用を受けない本県の職員等であった期間について、当該給与条例の適用を受けない本県の職員等に係る給与に関する条例又は規程の改正条例附則第5項各号の規定に相当する規定において当該期間の末日を当該規定の基準日に相当する日とみなした場合の例による額を加えるものとする。

(1) 附則第3項第1号に掲げる者(第3号に掲げる者を除く。)

(2) 附則第3項第3号に掲げる者

(3) 派遣職員

8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、平成15年3月に支給する期末手当に

関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、附則に6項を加える改正規定は、平成15年1月1日から施行する。

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 2 平成15年6月1日を基準日とする期末手当に関するこの規則による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第5条第4項の規定の適用については、同項中「6箇月」とあるのは、「3箇月」とする。

人事委員会事務局

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成14年12月26日

長野県人事委員会委員長 湯 本 清

○長野県人事委員会規則第19号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項第3号中「及び附則第4項」を削り、同項第5号中「第20条の3第1項」を「第20条の5第1項」に、「以下」を「第37条において」に改め、同項第6号中「及び附則第4項」を削る。

附則第4項から附則第7項までを削る。

別表第3のキの備考の3中「うち免許法附則第10項」を「うち免許法附則第8項」に改める。

別表第9中

12号俸	12号俸
11号俸	12号俸

を

12号俸	13号俸
12号俸	12号俸

に、

13号俸	22号俸
13号俸	24号俸
11号俸	12号俸

を

13号俸	23号俸
13号俸	25号俸
12号俸	12号俸

に、

20号俸	13号俸
------	------

を

20号俸	14号俸
------	------

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第27条第2項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(施行日における昇格又は降格の特例)

- 2 この規則の施行の日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の職員の給与に関する規則第21条又は第23条の規定を適用する。

(寒冷地手当の支給に関する規則の一部改正)

- 3 寒冷地手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第5号のキ中「第20条の3第1項」を「第20条の5第1項」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正)

- 4 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(昭和63年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

附則第11項を削る。

人事委員会事務局

給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成14年12月26日

長野県人事委員会委員長 湯 本 清

○長野県人事委員会規則第20号

給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第1条 給料の調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1のア中 「6,700円」 を 「6,600円」 に、「8,700円」を

「8,600円」に、「8,505円」を「8,352円」に、

10,100円
10,500円
11,200円
11,600円
12,200円
13,300円
14,000円
16,000円

を

9,900円
10,300円
11,000円
11,400円
12,000円
13,000円
13,700円
15,600円

に

改め、同1のイ中「8,300円」を「8,100円」に、「6,192円」を「6,084円」に、「6,390円」を「6,282円」に、「6,624円」を「6,511円」に、「6,912円」を「6,795円」に、「7,263円」を「7,137円」に、「7,650円」を「7,519円」に、「8,059円」を「7,924円」に、「10,000円」を「9,800円」に、「8,451円」を「8,302円」に、「8,905円」を「8,748円」に、「9,333円」を「9,166円」に、「9,760円」を「9,585円」に、

「11,900円」を「11,700円」に、「11,839円」を「11,605円」に、「12,800円」を

「12,600円」に、「16,100円」を「15,800円」に、「15,826円」を「15,498円」に

改め、同1のウ中「11,400円」を「11,200円」に、「10,885円」を「10,692円」に、「11,353円」を「11,151円」に、「14,300円」を「14,000円」に、「13,729円」を

「13,459円」に、

15,900円
17,100円

を

15,600円
16,800円

に改め、同1のエ中

「

6,300円

」を「

6,200円

」に、「8,200円」を「8,100円」に、「8,118円」を「7,983円」に、「9,900円」を「9,700円」に、「9,499円」を「9,319円」に、「9,832

円」を「9,648円」に、

10,600円
11,500円
12,400円
13,500円

を「

10,300円
11,300円
12,100円
13,200円

」に改め、同1のオ中

「8,300円」を「8,100円」に、「6,997円」を「6,876円」に、「7,249円」を「7,128円」に、「7,519円」を「7,389円」に、「7,803円」を「7,668円」に、「8,181円」を「8,041円」に、「10,200円」を「10,000円」に、「8,230円」を「8,091円」に、「8,617円」を「8,469円」に、「9,040円」を「8,887円」に、「9,315円」を「9,157円」に、「9,598円」を「9,427円」に、「9,882円、8号俸にあつては10,192円」を「9,706円」に、「10,600円」を「10,400円」に、「10,210円」を「10,021円」に、「10,539円」を

「10,341円」に、

11,000円
11,400円
12,800円

を「

10,800円
11,100円
12,500円

」に改め、同1のカ中「9,700円」

を「9,500円」に、「7,398円」を「7,272円」に、「7,762円」を「7,627円」に、「8,226円」を「8,086円」に、「8,716円」を「8,572円」に、「9,076円」を「8,923円」に、「9,427円」を「9,261円」に、「11,400円」を「11,200」に、「9,328円」を「9,171円」に、「9,742円」を「9,576円」に、「10,170円」を「9,985円」に、「10,615円」を「10,426円」に、「11,052円」を「10,858円」に、「13,000円」を「12,800円」に、「11,722円」を「11,493円」に、「12,325円」を「12,082円」に、「12,919円」を「12,663円」に、「14,000円」を「13,700円」に、「13,252円」を「12,991円」に、

「13,945円」を「13,671円」に、「

16,700円

」を「

16,400円

」に改め、同1

のキ中「9,600円」を「9,400円」に、「6,777円」を「6,664円」に、「7,069円」を「6,948円」に、「7,398円」を「7,272円」に、「7,762円」を「7,627円」に、「8,176円」を「8,037円」に、「8,631円」を「8,487円」に、「8,941円」を「8,793円」に、「9,270円、10号俸にあつては9,585円」を「9,103円」に、「12,000円」を「11,800円」に、

「8,788円」を「8,640円」に、「9,112円」を「8,959円」に、「9,454円」を「9,283円」に、「9,805円」を「9,630円」に、「10,174円」を「9,994円」に、「10,692円」を「10,498円」に、「11,241円」を「11,029円」に、「11,790円」を「11,565円」に、

13,400円
14,600円

を

13,100円
14,200円

に改め、同1のク中「8,600円」を「8,500円」

に、「6,777円」を「6,664円」に、「7,069円」を「6,948円」に、「7,398円」を「7,272円」に、「7,762円」を「7,627円」に、「8,176円」を「8,037円、7号俸にあつては8,487円」に、「11,900円」を「11,700円」に、「7,497円」を「7,366円」に、「7,875円」を「7,740円」に、「8,289円」を「8,149円」に、「8,788円」を「8,640円」に、「9,112円」を「8,959円」に、「9,454円」を「9,283円」に、「9,805円」を「9,630円」に、「10,174円」を「9,994円」に、「10,692円」を「10,498円」に、「11,241円」を「11,029円」に、「11,790円」を「11,565円」に、「12,900円。ただし、1号俸にあつ

ては、12,892円とする。」を「12,600円」に、

 を

 に

改め、同1のケ中「8,400円」を「8,200円」に、「7,209円」を「7,087円」に、「7,510円」を「7,384円」に、「7,834円」を「7,704円」に、「8,158円」を「8,023円」に、「9,300円」を「9,100円」に、「7,915円」を「7,780円」に、「8,248円」を「8,109円」に、「8,667円」を「8,518円」に、「9,117円」を「8,964円」に、「10,100円」を「9,900円」に、「9,126円」を「8,973円」に、「9,508円」を「9,351円」に、「9,900円」を「9,724円」に、「10,900円」を「10,700円」に、「10,683円」を「10,485円」に、

11,600円
12,300円
12,700円
13,200円
13,700円
14,400円

を

11,400円
12,100円
12,400円
12,900円
13,400円
14,100円

に改め、同1のク中

 を

「

」に、「8,700円」を「8,600円」に、「8,505円」を「8,352円」に、

10,100円		9,900円
10,500円		10,300円
11,200円		11,000円
11,600円	を	11,400円
12,200円		12,000円
13,300円		13,000円
14,000円		13,700円

に改める。

(給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成7年長野県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び附則第3項を次のように改める。

- 2 平成15年1月1日(以下「新基準日」という。)の前日において給料の調整を行う職にある職員のうち、同日に受ける給料月額(新基準日以後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「基礎給料月額」という。)及び基礎給料月額に基づき新基準日の前日におけるこの規則による改正後の給料の調整額に関する規則(以下この項及び附則第4項において「改正後の規則」という。)第2条第2項の規定により算出した額の合計額から基礎給料月額と新基準日の前日に受ける職務の級及び号俸(同日に受ける号俸が附則別表第1の号俸欄に掲げる号俸である場合にあっては、同日に受ける号俸の号数に当該号俸欄に掲げる号俸に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号俸)の平成8年1月1日において適用される給料月額(新基準日の前日に受ける職務の級の号俸が平成8年1月1日における当該職務の級の最高の号俸の号数を超える号数の号俸又は同日における当該職務の級の最高の号俸の号数を超えない号数の号俸で同年4月1日における当該職務の級の最高の号俸の号数を超える号数のものである職員及び新基準日の前日に受ける給料月額が職務の級の最高の号俸の給料月額を超える給料月額である職員並びに新基準日以後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。)との差額の2分の1を減じた額(以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。)が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎としてこの規則による改正前の給料の調整額に関する規則(附則第4項において「改正前の規則」という。)第2条第2項の規定の例により得られる額の合計額(以下この項において「改正前の仮定給料の

月額」という。)に達しない職員の給料の調整額は、改正後の規則第2条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までの間において引き続き当該職又は当該職と改正後の規則別表第1の調整数欄に掲げる調整数(次項から附則第5項までにおいて「調整数」という。)が同一である職にある間、同条第2項の規定により算出した額、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表第2の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。

- 3 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職に在職することとなった職員(新基準日以後に新たに職員となった者を除く。)の給料の調整額については、当該職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなして、前項の規定を準用する。

附則第4項中「前2項」を「附則第2項から前項まで」に改め、同項を附則第6項とし、附則第3項の次に次の2項を加える。

- 4 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職に在職することとなった職員(新基準日以後に新たに職員となった者に限る。)のうち、当該職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなした場合に、新たに職員となった日(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める日。以下この項において同じ。)に受ける職務の級及び号俸の新基準日の前日において適用される給料月額(新たに職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号俸の給料月額を超える給料月額である職員及び新たに職員となった日後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「みなし基礎給料月額」という。)及びみなし基礎給料月額に基づき新基準日の前日における改正後の規則第2条第2項の規定により算出した額の合計額からみなし基礎給料月額と新たに職員となった日に受ける職務の級及び号俸(新たに職員となった日に受ける号俸が附則別表第1の号俸欄に掲げる号俸である場合にあっては、新たに職員となった日に受ける号俸の号数に当該号俸欄に掲げる号俸に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号俸)の平成8年1月1日において適用される給料月額(新たに職員となった日に受ける職務の級の号俸が平成8年1月1日における当該職務の級の最高の号俸の号数を超える号数の号俸又は同日における当該職務の級の最高の号俸の号数を超えない号数の号俸で同年4月1日における当該職務の級の最高の号俸の号数を超える号数のものである職員及び新たに職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号俸の給料月額を超える給料月額である職員並びに新たに職員となった日後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。)との差額の2分の1を減じた額(以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。)が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を

算出の基礎として改正前の規則第2条第2項の規定の例により得られる額の合計額（以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。）に達しない職員の給料の調整額は、改正後の規則第2条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までの間において引き続き当該職又は当該職と調整数が同一である職にある間、同項の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表第2の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額とする。

- 5 新基準日の前日において給料の調整を行う職にある職員で新基準日以後に調整数が異なる職に異動したもの又は新基準日以後に新たに給料の調整を行う職に在職することとなった職員で当該職に在職することとなった日後に調整数が異なる職に異動したものの給料の調整額については、これらの異動後の職に係る調整数を新基準日の前日におけるこれらの職員に係る調整数とみなして、附則第2項（新基準日以後に新たに職員となった者にあつては、前項）の規定を準用する。

附則別表中「(附則第2項関係)」を「(附則第2項、附則第4項関係)」に改め、同表を附則別表第1とし、同表の次に次の別表を加える。

(附則別表第2) (附則第2項、附則第4項関係)

平成15年1月1日から平成15年3月31日まで	$\frac{100}{100}$
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	$\frac{75}{100}$
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	$\frac{50}{100}$
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	$\frac{25}{100}$

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

人事委員会事務局

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成14年12月26日

長野県人事委員会委員長 湯本 清

○長野県人事委員会規則第21号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和46年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第48条」の次に「、長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）第27条第1項」を加える。

第3条第2項中「受けていた給料及び扶養手当の月額」の次に「（同日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員にあつては、当該各号に定める日に係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年長野県条例第50号）第1条の規定による改正後の給与条例、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年長野県条例第51号）による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例又は長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年長野県条例第52号）による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例（第5条第2項において「平成14年改正後の給与条例等」という。）の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額）」を加える。

第5条第2項中「の合計額に、」を「（当該異動又は公署の移転の日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員にあつては、当該異動又は公署の移転の日に係る給料及び扶養手当について平成14年改正後の給与条例等の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額）の合計額に、」に改める。

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

人事委員会事務局

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成14年12月26日

長野県人事委員会委員長 湯本 清

○長野県人事委員会規則第22号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和27年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の表の第16号の事由による休暇の単位は、1日又は半日若しくは1時間（再任用短時間勤務職員にあつては、1日又は1時間）とし、1時間を単位として与えられた当該休暇を日に換算する計算方法については、第6条第6項の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

人事委員会事務局

